

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

人事委員会

ページ

○人事委員会規則七・一(寒冷地手当)の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・十四(期末手当)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則七・三十一(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則	六
○人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	六
○人事委員会規則七・三十六(産業教育手当)の一部を改正する規則	一五
○人事委員会規則七・四十(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則	一五
○人事委員会規則七・四十一(初任給調整手当)の一部を改正する規則	一五
○人事委員会規則七・四十六(休職者の給与)の一部を改正する規則	一七
○人事委員会規則七・五十三(地域手当)の一部を改正する規則	一七
○人事委員会規則七・七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則	一七
○人事委員会規則七・百十七(指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額)を廃止する規則	一九
○人事委員会規則七・百二十一(期末特別手当)を廃止する規則	一九
○人事委員会規則七・百二十二(短時間勤務職員等の給料月額)の端数計算	一九

の一部を改正する規則

○人事委員会規則七・百三十三(最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え)を廃止する規則

○人事委員会規則七・百三十四(給料の切替えに伴う経過措置)の一部を改正する規則

○人事委員会規則八・七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

○人事委員会規則九・六(大学教員等が営利企業役員等の職を兼ねる場合における営利企業等の従事制限についての許可基準)の一部を改正する規則

○人事委員会規則十一・一・九(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

○人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

○人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則

○人事委員会の権限(給料表の適用範囲)の一部委任の一部を改正する告示

○人事委員会の権限(初任給調整手当)の一部委任の一部を改正する告示

○人事委員会の権限(期末特別手当)の一部委任を廃止する告示

○人事委員会の権限(最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え)の一部委任を廃止する告示

人事委員会

人事委員会規則七・一(寒冷地手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・一・三十二

人事委員会規則七・一(寒冷地手当)の一部を改正する規則
 人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・一(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。
 第二条見出し中「別表第七」を「別表第六」に改める。

別表中 「仙台市太白区秋保町長袋字大原四四の一」を削り、
 「宮城県農業高等学校秋保校」を削り、

「白石市越河平字猪馬場一九の」を「白石市越河平字平合三三の一」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会
 委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・二・五十一

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)に基づき、人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条中「税務課」の下に「又は地方税徴収対策室」を加える。

第四条第三項中「農業実践大学校」を「農業大学校」に改め、同条第四項中「農業実践大学校」を「農業大学校」に、「農産学部」を「水田経営学部」に、「経営開発学部」を「アグリビジネス学部」に改め、同条第五項中「農業実践大学校」を「農業大学校」に改める。

第十一条第二項中「消費生活センター」を「環境生活部消費生活・文化課」に改める。

第二十二条中「第二十五条第一項の」の下に「県立の中学校又は高等学校に入学させる生徒を選抜する業務で」を加え、同条に第二項として次の一項を加える。

2 条例第二十五条第一項の仙台市立の中等教育学校に入学させる生徒を選抜する業務で規則で定めるものは、出願書類の審査、学力検査又は作文試験の監督又は採点、面接等の業務とする。

第二十三条第一項第一号イ中「第一条第六号」を「第一条第七号」に改め、同条第七項中「第一条第六号」を「第一条第七号」に改める。

第二十四条中「六学級未満の学校」の下に「(中等教育学校においては前期課程の学級数が六学級未満の学校)」を加え、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 中等教育学校 教務主任、学年主任(前期課程の学年に係るものに限る。)、生徒指導主事又は研究主任

第三十一条第一項中「総務部会計課」を「総務部装備施設課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十四(期末手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会
 委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十四・二十二

人事委員会規則七・十四(期末手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十四(期末手当)の一部を次のように改正する。

第四条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六条第三項中「第一条第一項第四号」を「第一条第一項第五号」に改める。

別表第一教育職給料表(一)の項を削り、同表教育職給料表(二)教育職給料表(三)の項を次のように改める。

教育職給料表(一)	職務の級四級の職員	
	職務の級三級の職員	職務の級二級の職員
教育職給料表(二)	職務の級特二級の職員	

百分の十五(人事委員会が別に定める職員にあつては百分の二十)

百分の十(人事委員会が別に定める職員にあつては百分の十五)

百分の十

百分の五(人事委員会が別に定める職員にあつては百分の十)

別表第一備考1中「教育職給料表(一)」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十五・二十三

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号口中「教育職給料表(一)」を削り、「及び」を「又は」に改め、「又は教育」を削る。

第八条中「第一条第一項第四号」を「第一条第一項第五号」に、「第一条第一項第三号」を「第一条第一項第四号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十六・三十四

人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第一宮城大学の項を削る。

別表第二八を削り、同表二中「教職職給表(一)」を「教職職給表(二)」に

2 級	11,300円	2 級	11,300円
		特 2 級	11,700円

同表二を同表八とし、同表水中「教職職給表(一)」を「教職職給表(二)」に

2 級	11,100円	2 級	11,100円
		特 2 級	11,400円

同表水と同表二とし、同表へからりまでを同表水からりまでとする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十八・四十三

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

宮 城 大 学	副 学 務 局 長	一 種
看護学 産 業 学 部 長	看護学 産 業 学 部 長	二 種
副 学 務 局 長	看護学 産 業 学 部 長	四 種
看護学 産 業 学 部 長	看護学 産 業 学 部 長	五 種

別表第一知事の項中

を削り、

宮 城 大 学	支 所 長	四 種
---------	-------	-----

を

宮 城 大 学	支 所 長	四 種
宮 城 大 学	支 所 長	五 種

に改め、

消費生活センター 所 長 を削り、

農業実践大学校 を「農業大学校」に

水産技術総合センター(水産試験場及び水産試験場を除く。) 所 長 三種
水産技術総合センター(水産試験場及び水産試験場を除く。) 副 所 長 四種
水産技術総合センター(水産試験場及び水産試験場を除く。) 部 長 五種

水産技術総合センター(水産試験場及び水産試験場を除く。) 所 長 三種
水産技術総合センター(水産試験場及び水産試験場を除く。) 副 所 長 四種
水産技術総合センター(水産試験場及び水産試験場を除く。) 部 長 五種

同表教育委員会の項中

県立高等学校、県立中学校及び県立特別支援学校 校 長 六種
県立高等学校、県立中学校及び県立特別支援学校 教 頭 七種

県立高等学校、県立中学校及び県立特別支援学校 副校 長 六種
県立高等学校、県立中学校及び県立特別支援学校 教 頭 七種

市町村立中学校及び市町村立小学校 を「市町村立中学校、市町村立小学校及び市町村立中等教育学校」に改め、

同表県警察の項中

監査室 長
施設整備室 長
犯罪被害者支援室 長

自動車整備工場 所 長
警察相談センター 情報管理調査官
自動車整備工場 所 長
警察相談センター 情報管理調査官

別表第二八の表を削り、同表二の表中「教育職給料表(イ)」を「教育職給料表(イ)」に改め、「県立特別支援学校」の次「市町村立中等教育学校」を加へ、

44,100円。ただし、次に掲げる職員にあつては、イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額とする。

Table with 2 columns: 職 種 (イ, ロ) and 額 (52,900円, 35,300円)

Table with 2 columns: 職 種 (六種, 七種) and 額 (52,900円, 44,100円)

改め、同表を同表八の表とする。

別表第二八の表中「教育職給料表(イ)」を「教育職給料表(イ)」に

43,700円。ただし、次に掲げる職員にあつては、イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額とする。

Table with 2 columns: 職 種 (イ, ロ) and 額 (52,500円, 35,000円)

Table with 2 columns: 職 種 (六種, 七種) and 額 (52,500円, 43,700円)

改め、同表を同表二の表とし、同表一の表及び同表六の表のうち「イ」及び「ロ」を削り、別表第三八の表を削り、同表二の表中「教育職給料表(イ)」を「教育職給料表(イ)」に

Table with 2 columns: 職 種 (イ, ロ) and 額 (41,500円, 27,700円)

3 級	六 種	41,500円
	七 種	

改め、同表を同表八の表とする。

別表第三ホの表中「教育職給料表(イ)」を「教育職給料表(ロ)」に

3 級	七 種	イ	40,700円
		ロ	

を

3 級	六 種	40,700円
	七 種	

に

改め、同表を同表二の表とし、同表ハの表からリの表までを同表ホの表からチの表までとする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

人事委員会規則七・二十・十

人事委員会規則七・二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)に基づき、人事委員会規則七・二十(退職手当の支給)の一部を次のように改正する。

別表口の表第一号区分の項第一号中「平成十九年四月一日以後適用されている給与条例(以下「平成十九年四月以後の給与条例」といふ。))」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において適用されていた給与条例(以下「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条

例」といふ。))」に改め、同表第二号区分の項第一号中「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月一日以後適用されている給与条例(以下「平成十九年四月以後の給与条例」といふ。))」に改め、同表第三号区分の項第一号中「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条例」に改め、同表第四号区分の項第三号及び第四号中「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条例」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十一年四月一日以後適用されている給与条例(以下「平成二十一年四月以後の給与条例」といふ。))の教育職給料表(イ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの

別表口の表第四号区分の項第五号中「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条例」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(ロ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第四号区分の項第四号の二に掲げる者を除く。))のうち人事委員会の定めるもの

別表口の表第五号区分の項第五号中「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条例」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(イ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第四号区分の項第四号の二に掲げる者を除く。))のうち人事委員会の定めるもの

別表口の表第六号区分の項第三号中「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条例」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(ロ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第四号区分の項第五号の二に掲げる者を除く。))のうち人事委員会の定めるもの

別表口の表第六号区分の項第三号中「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条例」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(イ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(第四号区分の項第四号の二及び第五号区分の項第四号の二に掲げる者を除く。))

別表口の表第六号区分の項第四号中「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条例」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(ロ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第四号区分の項第五号の二に掲げる者を除く。))のうち人事委員会の定めるもの

務の級が三級であつたものうち人事委員会の定めるもの又は四級であつたもの（第四号区分の項第五号の二及び第五号区分の項第五号の二に掲げる者を除く。）

別表口の表第七号区分の項第三号及び第四号中、「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条例」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第六号区分の項第三号の二に掲げる者を除く。）

別表口の表第七号区分の項第五号中、「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条例」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第六号区分の項第四号の二に掲げる者を除く。）

別表口の表第八号区分の項第三号及び同第四号中、「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条例」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち人事委員会の定めるもの又は特二級であつたもの

別表口の表第八号区分の項第五号中、「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条例」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち人事委員会の定めるもの又は特二級であつたもの

別表口の表第九号区分の項第三号及び第四号中、「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条例」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であつたもの（第八号区分の項第四号の二に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

別表口の表第九号区分の項第五号中、「平成十九年四月以後の給与条例」を「平成十九年四月以後平成二十一年三月以前の給与条例」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第八号区分の項第五号の二に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十一（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・三十一・十八

人事委員会規則七・三十一（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十一（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条の見出し及び同条中「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(一)」に改め、同条第一号中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改め、同条第二号中「市町村立の」の下に「中等教育学校又は」を、「教頭」の下に「主幹教諭」を、「講師」の下に「(教育職給料表(一)の適用を受ける者を除く。)」を加え、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(教育職給料表(一)の適用範囲)

第三条 教育職給料表(一)は、次の各号に掲げる職員に適用する。

一 県立の中学校又は市町村立の中学校若しくは小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、

教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師

二 市町村立の中等教育学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、高等学校の教員の免許状を有しない者及び当該中等教育学校の後期課程の教科を担任せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しない者

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

第九条を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・三十三・四十九

人事委員会規則七・三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則
 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委
 員会規則七・三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「教授、助教授」とを削る。
 第二十三条第五項、第二十四条第四項及び第二十八条第二項を削る。

第三十五条第二号を削り、同条第三号中「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(一)」に改め、同号を
 同条第一号とし、同条第四号中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(二)」に改め、同号を同条第三号
 とし、同条第五号から第七号並びに一四七(一)を削る。

別表第一八の表を削り、別表二の表を「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(一)」とし、

1 級	1 高等学校の助教諭， 養護助教諭， 講師， 実習助手又は寄宿舎指導員 2 特別支援学校の助教諭， 養護助教諭， 講師， 実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2 級	高等学校又は特別支援学校の助教諭， 養護助教諭又は栄養教諭の職務
3 級	高等学校又は特別支援学校の校頭の職務
4 級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

1 級	1 高等学校又は特別支援学校の助教諭， 養護助教諭， 講師， 実習助手 2 又は寄宿舎指導員の職務， 養護助教諭又は講師の職務
2 級	高等学校， 中等教育学校又は特別支援学校の助教諭， 養護助教諭又は栄養教諭の職務
特2級	高等学校， 中等教育学校又は特別支援学校の主任教諭の職務
3 級	高等学校， 中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は校頭の職務
4 級	高等学校， 中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務

別表を別表八の表とし、別表九の表を「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(一)」とし、

2 級	中学校又は小学校の教諭， 養護教諭又は栄養教諭の職務
3 級	中学校又は小学校の教頭の職務

2 級	中学校又は小学校の教諭， 養護教諭又は栄養教諭の職務
特2級	中学校又は小学校の主任教諭の職務
3 級	中学校又は小学校の副校長又は校頭の職務

別表を別表二の表とし、別表八の表から一四の表までを別表九の表から一七の表までとする。

別表第一の表を別表二の表の中	別表第一の表を別表二の表の中
1 等航海士 2 等航海士 船通	1 等航海士 2 等航海士 通

別表九の表を「船舶通信士」とし、「通信長」とし、「船舶職員法」とし、「船舶職員及び小型船舶操縦者
 法施行令（昭和58年政令第13号）」とし、「各手」とし、「各手」とし、別表八の表を削り、別表二の
 表中備考以外の部分を除くものとする。

二 教育職給料表(一)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
校 長	大 学 卒	0	7	7	別 定 め る に る	別 定 め る に る
	短 大 卒	0	10	10	別 定 め る に る	別 定 め る に る
副 校 長	大 学 卒	0	7	7	別 定 め る に る	
	短 大 卒	0	10	10	別 定 め る に る	
教 頭	大 学 卒	0	7	7	別 定 め る に る	
	短 大 卒	0	10	10	別 定 め る に る	
主 幹 教 諭	大 学 卒	0	7	7		
	短 大 卒	0	10	10		
教 諭 栄 養 教 諭	大 学 卒	0				
	短 大 卒	0	2.5			
教 諭 助 養 教 諭	大 学 卒	0				
	短 大 卒	0				
教 諭 助 養 指 導 員	大 学 卒	0				
	短 大 卒	0				
教 諭 助 養 指 導 員	大 学 卒	0				
	短 大 卒	0				

別表第二二の表を同表八の表とし、同表の次に次の一表を加える。

二 教育職給料表(イ)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級							
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級			
校 長	大 学 卒		0	7	別 定	別 定	別 定	別 定	別 定
	短 大 卒		0	10	別 定	別 定	別 定	別 定	別 定
副 校 長	大 学 卒		0	7	別 定	別 定	別 定	別 定	別 定
	短 大 卒		0	10	別 定	別 定	別 定	別 定	別 定
教 頭	大 学 卒		0	7	別 定	別 定	別 定	別 定	別 定
	短 大 卒		0	10	別 定	別 定	別 定	別 定	別 定
主 幹 教 諭	大 学 卒		0	7					
	短 大 卒		0	10					
教 養 栄 養 教 諭	大 学 卒		0						
	短 大 卒		0						
助 教 諭 助 教 諭 助 教 諭 助 教 諭	大 学 卒		0						
	短 大 卒		0						
高 校 卒									

備考
この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職給料表(イ)級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。

戻表第二の表を照り、戻表六の表を戻表水の表とし、戻表上の表から下の表までを戻表への表からこの表に移す。

戻表第二の表を照り、戻表六の表を戻表水の表とし、戻表上の表から下の表までを戻表への表からこの表に移す。

戻表第二の表	戻表六の表	戻表水の表			戻表上の表		
		2 級	3 級	特 2 級	3 級	特 2 級	3 級
1 等航海士	1 等航海士	1	1	1	1	1	1
2 等航海士	2 等航海士	1	1	1	1	1	1
船船通	船船通	1	1	1	1	1	1
1 等航海士	1 等航海士	1	1	1	1	1	1
2 等航海士	2 等航海士	1	1	1	1	1	1
船船通	船船通	1	1	1	1	1	1
1 等航海士	1 等航海士	1	1	1	1	1	1
2 等航海士	2 等航海士	1	1	1	1	1	1
船船通	船船通	1	1	1	1	1	1
1 等航海士	1 等航海士	1	1	1	1	1	1
2 等航海士	2 等航海士	1	1	1	1	1	1
船船通	船船通	1	1	1	1	1	1
1 等航海士	1 等航海士	1	1	1	1	1	1
2 等航海士	2 等航海士	1	1	1	1	1	1
船船通	船船通	1	1	1	1	1	1

1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	1
24	1	1	1
25	1	1	1
26	1	1	1
27	1	1	1
28	1	1	1

1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	2
7	3	3	3
8	4	4	4
9	5	5	5
10	6	6	6
11	7	7	7
12	8	8	8
13	9	9	9
14	10	10	10
15	11	11	11
16	12	12	12
17	13	13	13
18	14	14	14
19	15	15	15
20	16	16	16
21	17	17	17
22	18	18	18
23	19	19	19
24	20	20	20
25	21	21	21
26	22	22	22
27	23	23	23
28	24	24	24

29	1	1
29	1	1
30	1	1
30	1	1
31	1	1
31	2	2
32	3	3
32	4	4
33	5	5
34	6	6
35	7	7
36	8	8
37	9	9
37	10	10
38	11	11
38	12	12
39	13	13
39	14	14
40	15	15
40	16	16
41	17	17
41	18	18
42	19	19
42	20	20
43	21	21
43	22	22
44	23	23
44	24	24
45	25	25
45	26	26

㊦

29	25	25
29	26	26
30	27	27
30	28	28
31	29	29
31	30	30
32	31	31
32	32	32
33	33	33
34	34	34
35	35	35
36	36	36
37	37	37
37	38	38
38	39	39
38	40	40
39	41	41
39	42	42
40	43	43
40	44	44
41	45	45
41	46	46
42	47	47
42	48	48
43	49	49
43	50	50
44	51	51
44	52	52
45	53	53
45	54	54

㊦

46	27
46	28
47	29
47	30
48	31
48	32
49	33
49	34
50	35
50	36
51	37
51	38
52	39
52	40
53	41
53	42
54	43
54	44
55	45
55	46
56	47
56	48
57	49
57	49
58	50
58	50
59	51
59	51
60	52
60	52

46	55	55
46	56	56
47	57	57
47	58	58
48	59	59
48	60	60
49	61	61
49	62	61
50	63	62
50	64	62
51	65	63
51	66	63
52	67	64
52	68	64
53	69	65
53	70	66
54	71	67
54	72	68
55	73	69
55	74	69
56	75	70
56	76	70
57	77	71
57	78	71
58	79	72
58	80	72
59	81	73
59	81	73
60	82	74
60	82	74

61	53
61	53
61	54
61	54
62	55
62	55
62	56
62	56
63	57
63	57
63	58
63	58
64	59
64	59
64	60
64	60
65	61
65	61
65	61
65	61
65	62
65	62
65	62
65	62
66	63
66	63
66	63
66	63
66	64
66	64

61	83	75
61	83	
61	84	
61	84	
62	85	
62	85	
62	86	
62	86	
63	87	
63	87	
63	88	
63	88	
64	89	
64	89	
64	90	
64	90	
65	91	
65	91	
65	92	
65	92	
65	93	
65	93	
65	94	
65	94	
66	95	
66	95	
66	96	
66	96	
66	97	
66	97	

67	64	67	97	
67	64	67	98	
67	65	67	98	
67	65	67	98	
67	65	67	99	
67	66	67	99	
67	66	67	99	
68	66	68	100	
68	67	68	100	
68	67	68	100	
68	67	68	101	
68		68		
68		68		
68		68		
69		69		

「 同表を同表ハの表とし、同表ホの表中「教育職給料表ロ」及び「教育職給料表ハ」に、

「 2 級 3 級		「 2 級 特2級 3 級			
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
2	1	2	1	2	2
3	1	3	1	3	3
4	1	4	1	4	4

5	1	5	1	5
6	1	6	1	6
7	1	7	1	7
8	1	8	1	8
9	1	9	1	9
10	1	10	1	10
11	1	11	1	11
12	1	12	1	12
13	1	13	1	13
14	1	14	1	14
15	1	15	1	15
16	1	16	1	16
17	1	17	1	17
18	1	18	1	18
19	1	19	1	19
20	1	20	1	20
21	1	21	1	21
22	1	22	1	22
23	1	23	1	23
24	1	24	1	24
25	1	25	1	25
26	1	26	1	26
27	1	27	1	27
28	1	28	1	28
29	1	29	1	29
30	1	30	2	30
31	1	31	3	31
32	1	32	4	32
33	1	33	5	33
34	1	34	6	34

35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
41	2
42	3
42	4
43	5
43	6
44	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
49	14
50	15
50	16
51	17
51	18
52	19
52	20
53	21
53	22
54	23
54	24

35	7	35
36	8	36
37	9	37
38	10	38
39	11	39
40	12	40
41	13	41
41	14	42
42	15	43
42	16	44
43	17	45
43	18	46
44	19	47
44	20	48
45	21	49
46	22	50
47	23	51
48	24	52
49	25	53
49	26	54
50	27	55
50	28	56
51	29	57
51	30	58
52	31	59
52	32	60
53	33	61
53	34	62
54	35	63
54	36	64

55	25
55	26
56	27
56	28
57	29
57	30
58	31
58	32
59	33
59	34
60	35
60	36
61	37
61	38
61	39
62	40
62	41
62	42
63	43
63	44
63	45
64	46
64	47
64	48
65	49
65	50
65	51
65	52
66	53
66	54

㊦

55	37	65
55	38	66
56	39	67
56	40	68
57	41	69
57	42	70
58	43	71
58	44	72
59	45	73
59	46	73
60	47	74
60	48	74
61	49	75
61	50	75
61	51	76
62	52	76
62	53	77
62	54	78
63	55	79
63	56	80
63	57	81
64	58	81
64	59	82
64	60	82
65	61	83
65	62	83
65	63	84
65	64	84
66	65	85
66	66	86

㊦

66	55	66	67	87
66	56	66	68	88
67	57	67	69	89
67	58	67	70	90
67	59	67	71	91
67	60	67	72	92
68	61	68	73	93
68	61	68	74	
68	62	68	75	
68	62	68	76	
69	63	69	77	
69	63	69	77	
69	64	69	78	
69	64	69	78	
70	65	70	79	
70	66	70	79	
70	67	70	80	
70	68	70	80	
71	69	71	81	
71	69	71	82	
71	70	71	83	
71	70	71	84	
72	71	72	85	
	71		86	
	72		87	
	72		88	
	73		89	
	73		89	
	74		90	
	74		90	

	75	91	
	75	91	
	76	92	
	76	92	
	77	93	
	77	94	
	78	95	
	78	96	
	79	97	
	79	98	
	80	99	
	80	100	
	81	101	
	81	101	
	82	102	
	82	102	
	83	103	
	83	103	
	84	104	
	84	104	
	85	105	
	86	106	
	87	107	
	88	108	
	89	109	
	90	109	
	91	109	
	92	109	
	93	109	

同表を同表二の表とし、同表への表からりの表までを同表ホの表からりの表までとする。

附 則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(昇格の場合の号俸の特例)

2 平成二十一年四月一日(以下、「施行日」という。)以後に教育職給料表(一)の職務の級二級から三級又は教育職給料表(二)の職務の級二級から三級に職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、当分の間、この規則による改正後の規則七 三十三(以下、「新規則」という。)第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

3 施行日以後に教育職給料表(一)の職務の級特二級から三級又は教育職給料表(二)の職務の級特二級から三級に職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、当分の間、新規則第二十三条第一項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

人事委員会規則七・三十六(産業教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・三十六・八

人事委員会規則七・三十六(産業教育手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・三十六(産業教育手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「教頭」を、「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・四十(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

人事委員会規則七・四十・八

人事委員会規則七・四十(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・四十(定時制通信教育手当)の一部を次のように改正する。

第二条中「掲げる職員の」を「掲げる者の」に改め、同条第一号中「教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭を除く。)(のうち、定時制教育に従事する職員」を「主幹教諭、教員及び実習助手のうち、定時制教育に従事する者」に、「及び通信教育に従事する職員」を「又は通信教育に従事する者」に改め、同条第二号中「及び教員」を、「副校長及び教頭」に、「及び夜間課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭の職を占める職員」を、「副校長(本務として夜間課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。)(及び教頭(夜間課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。))の職を占める者」に改め、同条第三号中「及び教員」を、「副校長、教頭、主幹教諭、教員及び実習助手」に、「職員以外の職員」を、「者以外の者」に改める。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

人事委員会規則七・四十一(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

人事委員会規則七・四十一・二十一

人事委員会規則七・四十一(初任給調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・四十一(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

(職員の範囲)

第三条 給与条例第九条の第二項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、前条に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下、「大学」という。)(卒業の日から三十五年を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。))内に行われた職員とする。

第四条第一号中「第二条第一項」を「第二条」に、「同項各号」を「同条各号」に改め、「、又は同条第二項に規定する職から異動した職員及び同項に規定する職に同条第一項に規定する職から異動し」を削り、同条第二号中「第二条第一項」を「第二条」に改め、「及び当該経過期間内に新たに同条第二項に規定する職を占めることとなつた職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規

定する歯科医師免許証を有するもの」を削る。

第六条第一項中、「又は学校職員勤務時間条例第三条第二項」を削り、「それぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第二項中、「又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

期間の区分	職員の区分		
	1号職員	2号職員	3号職員
1年未満	410,900	365,500	306,000
1年以上 2年未満	410,900	365,500	306,000
2年以上 3年未満	410,900	365,500	306,000
3年以上 4年未満	410,900	365,500	306,000
4年以上 5年未満	410,900	365,500	306,000
5年以上 6年未満	410,900	365,500	306,000
6年以上 7年未満	410,900	365,500	306,000
7年以上 8年未満	410,900	365,500	306,000
8年以上 9年未満	410,900	365,500	306,000
9年以上 10年未満	410,900	365,500	306,000
10年以上 11年未満	410,900	365,500	306,000
11年以上 12年未満	410,900	365,500	306,000
12年以上 13年未満	410,900	365,500	306,000
13年以上 14年未満	410,900	365,500	306,000
14年以上 15年未満	410,900	365,500	306,000
15年以上 16年未満	410,900	365,500	306,000
16年以上 17年未満	406,500	361,500	302,700
17年以上 18年未満	402,100	357,500	299,400
18年以上 19年未満	397,700	353,500	296,100
19年以上 20年未満	393,300	349,500	292,800
20年以上 21年未満	388,900	345,500	289,500
21年以上 22年未満	369,600	328,700	275,800
22年以上 23年未満	349,900	311,600	261,800
23年以上 24年未満	330,700	295,000	248,400
24年以上 25年未満	311,400	278,100	234,600
25年以上 26年未満	292,000	261,300	221,000
26年以上 27年未満	269,400	240,600	203,400
27年以上 28年未満	247,200	220,300	186,400
28年以上 29年未満	224,900	200,000	169,200
29年以上 30年未満	202,200	179,300	151,600
30年以上 31年未満	177,500	157,500	133,700
31年以上 32年未満	152,700	135,600	115,500
32年以上 33年未満	128,200	114,000	97,700
33年以上 34年未満	90,200	82,200	71,700
34年以上 35年未満	55,000	52,500	47,500

備考

- この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1号職員」とは、第2条第1号の職を占める職員を、「2号職員」とは、同条第2号の職を占める職員を、「3号職員」とは、同条第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・四十六（休職者の給与）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・四十六・七

人事委員会規則七・四十六（休職者の給与）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・四十六（休職者の給与）の一部を次のように改正する。

第一条中、「期末特別手当」を削る。

第二条中、「及び期末特別手当」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・五十三・十八

人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中、「人事委員会規則」を「規則」に改める。

第四条の見出し中「第十一条の二第三項」を「第十一条の三」に改め、「規則で定める」を削る。

第九条第一号中「（以下この条及び次条において「地域手当支給地域等」という。）」を削り、「地域手当支給地域等」を「給与条例第十一条の二第二項の表中一級地から四級地までに掲げる地域若しくは同条第一項に規定する公署（以下この条及び次条において「地域手当支給地域等」という。）」に改

め、同条各号中「当該異動又は移転の日から一年を経過するまでの間において」を「職員が在勤していた期間において」に改める。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・七十八（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・七十八・十二

人事委員会規則七・七十八（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・七十八（義務教育等教員特別手当）の一部を次のように改正する。

第一条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

第三条第一号中「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(二)」に改め、同条第二号中「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(二)」に改める。

別表第一中「教頭職給料表(一)」を「教頭職給料表(二)」に改める。

2 級	特 2 級
4,200	6,800
4,500	7,400
4,700	7,700
5,000	7,900
5,200	8,700
5,500	9,000
5,800	9,300
6,000	9,900
6,200	10,100
6,600	10,700

7,100	7,100	10,900
7,400	7,400	11,100
7,700	7,700	11,400
8,300	8,300	11,600
8,600	8,600	12,000
8,900	8,900	12,200
9,600	9,600	12,700
9,900	9,900	12,900
10,200	10,200	13,100
10,500	10,500	13,400
10,800	10,800	13,600
11,100	11,100	13,700
11,400	11,400	13,900
11,600	11,600	14,100
11,800	11,800	14,300
12,200	12,200	14,400
12,400	12,400	14,400
12,600	12,600	14,500
12,900	12,900	
13,100	13,100	
13,300	13,300	
13,400	13,400	
13,600	13,600	
13,700	13,700	
13,900	13,900	
14,000	14,000	
14,100	14,100	
14,300	14,300	
14,400	14,400	
14,500	14,500	

円

円

14,600	14,600
7,700	8,900

「教育職給料表(2)」と「教育職給料表(1)」

2 級	2 級	特 2 級
円	円	円
5,000	5,000	6,800
5,200	5,200	7,400
5,500	5,500	7,700
5,800	5,800	7,900
6,000	6,000	8,700
6,200	6,200	9,000
6,600	6,600	9,300
7,100	7,100	9,900
7,400	7,400	10,100
7,700	7,700	10,700
8,300	8,300	10,900
8,600	8,600	11,100
8,900	8,900	11,400
9,600	9,600	11,600
9,900	9,900	12,000
10,200	10,200	12,200
10,500	10,500	12,700
10,800	10,800	12,900
11,100	11,100	13,100
11,400	11,400	13,400
11,600	11,600	13,600
11,800	11,800	13,700
12,200	12,200	13,900

円

円

12,400	12,400	14,100
12,600	12,600	14,300
12,900	12,900	14,400
13,100	13,100	14,400
13,300	13,300	14,500
13,400	13,400	
13,600	13,600	
13,700	13,700	
13,900	13,900	
14,000	14,000	
14,100	14,100	
14,300	14,300	
14,400	14,400	
14,500	14,500	
14,600	14,600	
7,700	7,700	8,900

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・百十七（指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額）を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・百十七・四

人事委員会規則七・百十七（指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額）を廃止する規則

人事委員会規則七・百十七（指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・百二十一（期末特別手当）を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・百二十一・九

人事委員会規則七・百二十一（期末特別手当）を廃止する規則

人事委員会規則七・百二十一（期末特別手当）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・百二十二（短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・百二十一・三

人事委員会規則七・百二十二（短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）の一部を改正する規

則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・百二十二（短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）の一部を次のように改正する。

第一号中「第四条の二若しくは」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・百三十三（最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え）を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・百三十三・一

人事委員会規則七・百三十三（最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員給料の切替え）を廃止する規則

人事委員会規則七・百三十三（最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員給料の切替え）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・百三十四・四

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中、「指定職給料表の適用を受けることとなった場合及び」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則八・七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・七・九

人事委員会規則八・七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮城県条例第十二号）に基づき、人事委員会規則八・七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条中、「及び第三項」を削り、「同条第一号」を削り、「及び」を、「又は」に改め、「又は教育」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則九・六（大学教員等が営利企業役員等の職を兼ねる場合における営利企業等の従事制限についての許可基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則九・六・一

大学教員等が営利企業役員等の職を兼ねる場合における営利企業等の従事制限についての許可基準

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第二項の規定に基づき、人事委員会規則九・六（大学教員等が営利企業役員等の職を兼ねる場合における営利企業等の従事制限についての許可基準）の一部を次のように改正する。

題名中、「大学教員等」を、「研究職員」に改める。

第一条中、「大学教員及び、（以下「大学教員等」という。）及び「技術移転兼業」を削り、「技術移転兼業等」を、「研究成果活用兼業等」に改める。

第二条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、同条第四号中、「大学教員等」を、「研究職員」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中、「大学教員等」を、「研究職員」に改め、同条第七号中、「大学教員等」を、「研究職員」に改め、同条第八号を削る。

第三条第一項中、「技術移転兼業等」を、「研究成果活用兼業等」に改め、同項第一号中、「大学教員等」を、「研究職員」に改め、「技術移転事業者」を削り、同項第二号及び第三号中、「大学教員等」を、「研究職員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中、「第一項各号」を、「前項各号」に改め、同項第一号及び第二号中、「大学教員等」を、「研究職員」に改め、同項第三号中、「大学教員等」を、「研究職員」に改め、「県立大学又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中、「大学教員等」を、「研究職員」に改め、同項を同条第三項とする。

別表第六号中、「林業試験場」を、「林業技術総合センター」に改め、同表第七号中、「水産研究開発センター」を、「水産技術総合センター」に改め、同表第八号中、「気仙沼水産試験場」を、「水産技術総合センター」に改め、同表第九号中、「内水面水産試験場」を、「水産技術総合センター」に改め、同表第十号及び第十一号を削る。

別表第六号中、「林業試験場」を、「林業技術総合センター」に改め、同表第七号中、「水産研究開発センター」を、「水産技術総合センター」に改め、同表第八号中、「気仙沼水産試験場」を、「水産技術総合センター」に改め、同表第九号中、「内水面水産試験場」を、「水産技術総合センター」に改め、同表第十号及び第十一号を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一・一・九(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十一・一・三十四

人事委員会規則十一・一・九(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・一・九(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第二県税事務所の項中「所長」の下に、「地域事務所所長」を加え、同表消費生活センター及び視覚障害者情報センターの項を削り、同表中

松島公園管理事務所	所長
産業技術総合センター	所長 副所長 事務局長

を

松島公園管理事務所 所長 に改め、同表農業実践高等学校の

項中「農業実践高等学校」を「農業 大 学 校」に改め、同表水産技術総合センターの

項中「所長」の下に、「副所長」を加え、同表宮城大学の項を削り、同表高等学校、中学校及び特別支援学校の項中「校長」の下に、「副校長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十一・二・四十八

人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」を「校長、副校長」に改める。
別表第一白石市の項中

本 庁	(本庁共通) 会計管理者 部長 課長 室長 参事(課長補佐の職を兼ねる者に限る。)(総務課関係) 課長補佐 総務係長 秘書係長 人 事係長 文書係長 課長補佐 財政係長 管財係長 契 約係長 (企画情報課関係) 課長補佐 企画係長 (行政改革推進室関係) 次長
情報センタ	館長

を

本 庁	(本庁共通) 会計管理者 部長 課長 室長 参事(課長補佐の職を兼ねる者に限る。)(総務課関係) 課長補佐 総務係長 秘書係長 人 事係長 文書係長 課長補佐 財政係長 管財係長 契 約係長 (企画情報課関係) 課長補佐 企画係長 (行政改革推進室関係) 次長
-----	--

に

福祉事務所	所長
-------	----

を

学校給食センター	古典芸能伝承の館	情報センタ	図書館	学校給食センター	図書館	心身障害児通園施設	あしたは白石	地域子育て支援センター	働く婦人の家	勤労青少年ホーム	心身障害児通園施設	地域子育て支援センター	福祉事務所	古典芸能伝承の館
所長	館長	館長	館長	所長	館長	園長	館長	館長	館長	所長	園長	館長	所長	館長

に改め、同表岩沼市の項中

を

に

を

に

附 則

組合事務局	万生園	図書館	流スポーツ交流村	図書館	志津川公民館	本 庁	福祉事務所
局長 次長 課長 室長 総務企画課長補佐	園長	館長	管理事務所長	館長	を	課長 (本庁共通) 部長 会計管理者 課長 室長 (総務課関係) (課長補佐 財政係) (政策企画課関係) (課長補佐 秘書係) 人事職員係長	所長 室長
に改める。	を	に改める。	を	を	を	に改め、同表蔵王町の項中	を

別表第二石巻地区広域行政事務組合の項中

の項中「課長 室長 所長」を「課長 室長」に改め、同表南三陸町の項中

「教育長 課長 会計管理者」

「教育長 課長」

「に改め、同表七ヶ浜町

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十二・一・十一

人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十三年宮城県条例第六十三号）に基づき、人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一 財団法人慶長遣欧使節船協会の項中、「財団法人慶長遣欧使節船協会」の下に、「平成四年一月二十二日に財団法人慶長遣欧使節船協会という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表財団法人東北自治研修所の項中、「財団法人東北自治研修所」の下に、「昭和三十三年三月十日に財団法人東北自治研修所という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表財団法人宮城県国際交流協会の項中、「財団法人宮城県国際交流協会」の下に、「昭和三十三年十二月二十日に財団法人宮城県海外協会という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表財団法人宮城県スポーツ振興財団の項中、「財団法人宮城県スポーツ振興財団」の下に、「平成六年三月八日に財団法人宮城県スポーツ振興財団という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表財団法人宮城県地域振興センターの項中、「財団法人宮城県地域振興センター」の下に、「平成五年二月一日に財団法人宮城県地域振興センターという名称で設立された法人をいう。」を加え、同表財団法人みやぎ産業振興機構の項中、「財団法人みやぎ産業振興機構」の下に、「昭和二十九年四月一日に財団法人宮城県工業振興協会という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表財団法人みやぎ農業担い手基金の項中、「財団法人みやぎ農業担い手基金」の下に、「平成二年八月八日に財団法人みやぎ農業担い手基金という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表社団法人宮城県建設センターの項中、「社団法人宮城県建設センター」の下に、「昭和四十三年五月一日に社団法人宮城県建設コンサルタントという名称で設立された法人をいう。」を加え、同表社団法人宮城県林業公社の項中、「社団法人宮城県林業公社」の下に、「昭和四十一年六月二十三日に社団法人宮城

県林業公社という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表地方独立行政法人宮城県立こども病院の項を次のように改める。

公立大学法人宮城大学

黒川郡大和町

別表第二 社団法人宮城県国際経済振興協会の項中、「社団法人宮城県国際経済振興協会」の下に、「平成四年十月二十三日に社団法人宮城県国際経済振興協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

別表第三 株式会社仙台港貿易促進センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第一号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和四十九年人事委員会告示第四号（人事委員会の権限（給料表の適用範囲）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

- 一 二を次のように改める。
- 二 委任する権限

規則七・三十一 第六条第三号に規定する人事委員会が定める公害担当技術職員について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十一年四月一日

○人事委員会告示第一号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十五年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 二の(5)を削り、同(6)から(7)までを一ずつ繰り上げる。

二の(8)中「ト」を「ヘ」に、「チ」を「ト」に、「リ」を「チ」に、「ヘ」を「ホ」に改め、同(8)を(9)とし、同(7)から(8)までを一ずつ繰り上げる。

二の(9)の次に次のように加える。

(31) 人事委員会規則七・三十三・四十九(人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則)附則第二項及び第三項に規定する人事委員会の定めることとされている事項を定めること。

二の(9)を削る。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十一年四月一日

○人事委員会告示第三号

人事委員会は、人事委員会規則二・二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、昭和三十六年人事委員会公示第二号(人事委員会の権限(初任給調整手当)の一部委任)の一部を次のように改正した。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 二の(一)中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十一年四月一日

○人事委員会告示第四号

人事委員会の権限(期末特別手当)の一部委任を廃止する告示

平成十二年人事委員会告示第三号(人事委員会の権限(期末特別手当)の一部委任)は、廃止した。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

この告示の効力の発生する日

平成二十一年四月一日

○人事委員会告示第五号

人事委員会の権限(最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員)の給料の切替え)の一部委任を廃止する告示

平成十九年人事委員会告示第九号(人事委員会の権限(最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員)の給料の切替え)の一部委任は、廃止した。

平成二十一年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

この告示の効力の発生する日

平成二十一年四月一日